

## 避難情報の名称が変更されました

問合せ：総務課 庶務防災担当 ☎ 991-1895

内閣府は、平成28年台風10号による水害で、高齢者施設において、適切な避難行動がとられず、入所者が亡くなる等、高齢者の被災が相次いだことを重く受け止め、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、次のとおり名称を変更しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、早めの避難を心がけてください。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、速やかに避難を開始しましょう。

変更前	変更後
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告	避難勧告
避難指示	避難指示(緊急)

### ■避難情報の伝え方

松伏町では、次の方法で避難情報や避難所開設情報を皆さんにお伝えします。

- ・防災行政無線による放送
- ・町ホームページに掲載
- ・広報車による職員の巡回
- ・NHK、テレビさいたまのデータ放送(dボタン)
- ・AMラジオ(NHK第一 594kHz)、FMラジオ(NACK5 79.5kHz)
- ・マップメールで通知(事前登録が必要です)
- ・Yahoo!防災速報アプリ(事前登録が必要です)
- ・電話で防災行政無線の放送内容を確認できます(☎048-990-9012)

### ■発令される避難情報に対する住民に求める行動

#### 【ステップ①】 避難準備・高齢者等避難開始

- 避難に時間のかかる方とその支援者は、「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」する。
- その他の人は、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」を開始することが望ましい。
- 土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」することが強く望まれる。

#### 【ステップ②】 避難勧告

- 速やかに、「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」する。
- 「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「垂直避難<sup>※2</sup>」を行う。

#### 【ステップ③】 避難指示(緊急)

- 未だ避難していない人は、緊急に「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」する。
- 「水平避難(立ち退き避難)<sup>※1</sup>」はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「垂直避難<sup>※2</sup>」を行う。

#### ※1 水平避難(立ち退き避難)とは

自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動

#### ※2 垂直避難とは

自宅等の建物内に留まり、安全確保する避難行動  
切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

## 5月1日から荒川の洪水情報を配信します

荒川で大規模な洪水が発生した場合、浸水する危険性の高い地域の皆さんの携帯電話やスマートフォンに対して、国土交通省が洪水情報の配信を開始します。

■配信の開始日/5月1日(月)から

■配信エリア/松伏町全域

■配信する情報/荒川で河川はん濫の恐れがある(はん濫危険水位を超えた)情報及びはん濫が発生した情報を配信

### ■留意事項

- ・携帯電話等の基地局の関係により、配信エリア近郊の方にも届くことがあります。
- ・携帯電話の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。